

宮の森カントリー倶楽部 利用約款・利用規則

第一章 利用約款の適用および利用

(利用約款の適用)

第1条 宮の森カントリー倶楽部（以下「当倶楽部」という。）を利用される方は、本利用約款ならびに当倶楽部の諸規則およびJGAゴルフ規則（日本ゴルフ協会）等に従ってご利用いただきます。

(利用の申込み)

第2条 当倶楽部は、次により予約の申込みをお受けいたします。

- (1) 当倶楽部に電話、または各種WEBサイトから、もしくは直接ご来場のうえ、氏名、人員、連絡先の電話番号、その他当倶楽部が必要と認める事項を明示して、お申込みをしていただきます。
- (2) 予約は平日、土・日・祝日とも3ヶ月前の1日から受付けます。ただし、5組以上の予約につきましては、6ヶ月前の1日からご相談を承りますので、お問合せください。
- (3) 当倶楽部のご利用は、1組4名を基本として2名以上から申し込みを受け付けます。
- (4) 当倶楽部では、お1人様でのご予約は受付けておりません。ただし、競技会等で当倶楽部が認めた場合を除きます。

(利用の成立)

第3条 当倶楽部においてプレーしようとする方は、事前に予約のうえ、当日フロントにおいて所定の署名カードに当倶楽部が必要と認める事項を記入のうえ署名してください。これにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引受けすることになります。なお、予約時間の30分前までに、フロントにて署名のうえ受付をお願いいたします。

(利用の変更・取消し、キャンセル料金)

第4条 ご予約の申込み後に、ご予約の全部あるいは一部を変更または取消す場合は、プレー日の1週間前までにご連絡をお願いいたします。なお、プレー日の3日前までにプレーされるメンバーのご登録の無い場合にはご予約を解約させていただきます。

プレー日前日の17:00時以降のご予約キャンセルの場合、お1人様2,750円（税込）のキャンセル料が発生いたします。また、キャディ付でのご予約キャンセルの場合、キャディキャンセル料として1組6,600円ご請求させていただきます。また、プレーキャンセルに伴い、コンペパーティおよび商品注文キャンセルについては実費相当額をご請求させていただきます。

ご請求はご予約代表者に一括請求させていただきます。（無断キャンセルを含む）

第二章 施設の利用

(料金の支払い)

第5条 料金はプレー終了後にフロントにおいて、現金または当倶楽部の認めたクレジットカードもしくはクーポン券にて、お支払いいただきます。なお、当倶楽部に掲出の料金は1ラウンドのプレー料金とし、追加プレー等では別途料金をいただきます。

(料金の払戻し)

第6条 当倶楽部の判断で、降雪・落雷・暴風雨その他の状況により、プレーを打切った場合には、プレー料金の一部または全額を払戻しいたします。

- (1) スタート前の打切りでは、全額を払い戻しいたします。
- (2) ハーフターン前のプレー打切りの場合は、グリーンフィおよびカートフィの半額を払戻しいたします。

ただし、当倶楽部がプレー中に、第7条および第8条により、ご利用の継続をお断りした場合、または利用者の都合によりプレーを打切った場合には、全額の料金をお支払いいただきます。

(施設の利用並びに利用継続の拒絶)

第7条 当倶楽部は、次の場合には入場または施設の利用、ならびに利用の継続をお断りさせていただきます。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 天候、地変、施設の故障その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ、または施設の利用ができないとき。
- (3) 利用しようとする者が公の秩序もしくは善良な風紀に反する行為をする恐れがあるとき、または行為があったとき。
- (4) 1名様によるご利用。ただし、競技会等で当倶楽部が認めた場合を除きます。
- (5) 偽名、または他人名義でプレーの申込が行われたとき。
- (6) 当倶楽部に対して好ましくない行為があったとき。
- (7) 技術が著しく未熟であり、スロープレーで他のプレーヤーに迷惑をかけるとき。
- (8) ルール・マナーに反し、警告にもかかわらず、その指摘された行為を改めないとき。
- (9) 指定する休業日。
- (10) 事前の申込みをいただいていないとき。(プレーされる方のお名前をご登録していただいていない場合も含む)
- (11) 予約時間の30分相前に到着いただけないとき。
- (12) 他の利用者または当倶楽部の従業員に危険を招く恐れのあるとき。(伝染病感染者

の疑いがある場合を含む)

- (13) 乳幼児の施設利用。
- (14) 本利用約款に違反したことがある者、もしくは違反したとき。(無断キャンセルがあった申込者を含む)
- (15) その他の理由により当倶楽部を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(暴力団等の入場および利用の拒絶ならびに利用継続の拒絶)

第8条 次に該当する者は、当倶楽部への入場または施設の利用、ならびに利用の継続をお断りさせていただきます。

- (1) 暴力団員もしくはその関係者、または集団的にもしくは常習的に暴力的行為を行う恐れのある者(以下「暴力団等」という。)
- (2) 前号の事情を知りながら該当者を同伴し、または紹介して施設を利用させた者。
- (3) 当倶楽部が申込みを受理したのちに、申込者、または利用者が暴力団等であることが判明した場合は、該当する申込みを取消しさせていただきます。
- (4) 当倶楽部に入場もしくは利用を開始したのちに、申込者、または利用者が暴力団等であることが判明した場合は、速やかに利用を中止し退場していただきます。

(休業日、開場時間、利用時間)

第9条 当倶楽部の休業日と各施設の開場時間および食堂、浴場等の利用時間、最終スタート時間等は当倶楽部の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

土曜・日曜・祝日・振替休日・国民の休日および1月2日、1月3日を除いた日を平日とします。

(金銭その他貴重品)

第10条 金銭その他貴重品は、必ずフロントにお預けください。お預けいただかない場合は、当倶楽部は一切の責任を負いません。

- (1) フロントにお預けの際は、当倶楽部所定の封筒に入れ記名、封をして、預り証をお受け取り下さい。
- (2) お預かり品は預かり証の持参者に対して預かり証と引換えにお返しします。
- (3) フリーボックスを使用の際は、「フリーボックス使用約款」によるものといたします。

(携行品・自動車)

第11条 携行品等(ゴルフ関連用品、衣類その他)の損害、および自動車に関する事故、盗難その他の損害については責任を負いかねます。

(ロッカーの使用)

第12条 ロッカーには金銭その他の貴重品はお入れにならないで、施設のうち各自の責任において保管してください。ロッカー内の金銭、貴重品等の盗難については、当倶楽部は一切責任を負いません。

- (1) 当倶楽部が緊急と認めた場合には、ロッカーを開扉し点検する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) ロッカーの鍵（カードホルダー）は、当倶楽部ではお預かりいたしません。

(施設等の使用)

第13条 当倶楽部の施設および諸物品に対しては、下記の事項をお守りください。

- (1) 目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の場所に移動しないこと。

第三章 施設内の禁止事項

(施設内への持込み品)

第14条 当倶楽部の施設内には、下記の持込はお断りいたします。

- (1) 動物、鳥類およびその他ペット類。
- (2) 悪臭を発するもの。
- (3) 銃砲、刀剣などその他類するもの。
- (4) 火薬及び揮発性油等の発火あるいは引火しやすいもの。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) その他法令で所持を禁止されたもの。

(施設内での行為の禁止)

第15条 当倶楽部の施設内では、下記の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、あるいはこれに類する行為。
- (2) 風紀をみだすような、言動や行為。
- (3) 他のお客様に迷惑をおよぼすような、言動や行為。
- (4) 入れ墨（ファッションタトゥーを含む）を露出および確認できる服装でのプレー、ならびに入れ墨をされている方のご入浴。
- (5) 売品行為および広告物の配布等の行為。
- (6) プレーヤー以外の方のコース内への立入り。（特に許可する場合は除く）
- (7) コース内における練習ストロークおよびクローズしているグリーン上からのストローク。

- (8) 無許可でのビデオ録画、写真撮影、録音等。
- (9) 政治活動、選挙活動、宗教活動の行為。
- (10) コースおよびクラブハウス内での火気の使用。ただし、喫煙は所定の場所で行います。煙草の吸いながら等は必ずよく消して灰皿に入れてください。

第四章 プレー時の遵守事項

(プレーヤーの危険防止責任とエチケットの厳守)

第16条 ゴルフ場は時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは日本ゴルフ協会が定めるゴルフ規則に記載されているエチケットを守り、キャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。

(プレーの進行について)

第17条 ハーフ2時間15分以内でのプレー進行にご協力下さい。

(素振り)

第18条 素振りはティーマーク内の打席、又は特に指定された場所以外ではなさないでください。
なお、プレーヤー以外は、みだりにティグラウンドに立入らないでください。

(打者の前方には出ないこと)

第19条 同伴プレーヤーは危険防止のため打者の前方には絶対に出ないでください。

(先行組、隣接ホールへの打込み)

第20条 先行組への打込みは危険ですから、プレーヤーはルール・エチケット・マナーを守り、セルフプレー時だけでなく、キャディやフォアキャディの合図・アドバイス如何にかかわらず、自分の打球の飛距離・方向については適切に判断のうえ、打球してください。なお、キャディやフォアキャディの合図・アドバイスはプレー進行上の参考であります。また、隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに対して、直ちに発声によって周知させてください。プレーヤー同士の事故については、プレーヤー間において解決していただき、当倶楽部では一切の責任を負いません。

(ホールアウト後の退去)

第21条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンから退去し、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷が発生した場合)

第22条 雷発生に伴うプレー中断の合図（サイレン・無線による一斉連絡）があった場合には、直ち

にプレーを中止して、退避所等安全と思われる場所に退避し、キャディまたは係員の指示に従ってください。また、プレー再開の指示があるまでプレーは決して行わないで下さい。

(乗用カートの取扱い)

第23条 乗用カートでは、「乗用カート利用規則」「カート利用約款」を遵守してください。

(クラブの確認)

第24条 利用者はスタート前およびプレー終了後、クラブを点検し、本数の有無等を確認してください。クラブの不足および瑕疵等について、当倶楽部は一切の責任を負いません。

(キャディーバッグの引渡し)

第25条 お帰りの際のキャディーバッグの引渡しは、引換え札と引換えにお渡しします。

第五章 損害賠償等

(預り証等の紛失)

第26条 貴重品預かり証、フリーボックスレシート、バッグ引換え札、カードホルダー（ロッカーキー）等を紛失した場合は直ちにお申し出ください。なお、紛失による事故・損害等については当倶楽部は一切の責任を負いません。

(約款違背の場合の責任)

第27条 利用者が本利用約款の各条に違反して、第三者に障害等の事故を発生させた場合、または自ら障害等を受けた場合、当倶楽部はその障害等について一切の賠償等の責任を負いません。その場合は、利用者ご自身の責任において、解決していただきます。

(施設等へ損害を与えた場合)

第28条 利用者が故意または過失により、当倶楽部の施設・カート等に損害を与えたり、カートリモコンまたはロッカーの鍵等を破損や紛失した場合は、その損害について賠償をしていただきます。カートリモコンの破損・紛失をした場合は金30,000円、ロッカーキーの破損・紛失は金10,000円、その他施設・カート等に損害を被った場合、補修に係る実費相当額を請求させていただきます。

(施設により損害あるいは障害を受けた場合)

第29条 通常設置してある施設により、利用者の故意または過失で損害あるいは障害を受けた場合、当倶楽部はその損害等について、一切の賠償を負いません。

(当倶楽部の損害保険の適用)

第30条 当倶楽部に責任または過失がある場合を除いて、当倶楽部の損害保険は適用いたしません。

第六章 個人情報に関して

(個人情報の取扱いについて)

第31条 当倶楽部は、ご予約時点にいただいた個人情報および当日署名カードにご署名いただいたプレーヤーの個人情報ならびに友の会入会に際していただいた個人情報につきましては、東武ゴルフサービス株式会社（以下「当社」という）「個人情報保護方針」にしたがって、個人情報の保護を行います。

(個人情報の利用目的)

第32条 当社（当倶楽部）は、法令等の定めにより、お客様からご提供いただく個人情報（ご芳名、ご連絡先住所・電話番号、電子メールアドレス、生年月日、性別、顔写真などの個人を識別できる情報）は以下に記載する利用目的のために利用いたします。

- (1) 当社（当倶楽部）が提供する商品の販売やサービスの提供および友の会サービスの提供とこれらのアフターサービスの実施のため。
- (2) 当社（当倶楽部）の宣伝、イベント、ご優待、サービスなどに関する情報の送付、ご案内を行うため。
- (3) 当社（当倶楽部）が提供する商品の販売やサービスの提供および友の会サービスの提供に係る料金の請求、収納および債権保全のため（信販会社等へのクレジットカード等による支払い手続きを依頼する場合を含みます。）
- (4) 各種お問合せ、資料請求等に関する対応のため。
- (5) お客様のご意見、ご要望や利用環境などに関する調査を実施して、満足度の向上につながるサービス等の改良・改善を行うため。
- (6) 当社（当倶楽部）が提供する商品の販売やサービスの提供に必要な連絡のため（ご予約内容の変更、緊急時の個別のお問合せ、拾得物のご連絡、宅配業者等への品物の発送を依頼する場合を含みます。）。
- (7) 懸賞・キャンペーン等の当選、商品・謝礼の提供、イベントの企画・運営を行うため。
- (8) アンケート依頼、市場調査・顧客動向分析その他、経営・運営上必要な分析を行うためのデータ作成および個人を特定できない統計データ作成および公表、その他調査研究のため。
- (9) 上記の利用目的に付帯関連して、当社（当倶楽部）から行う情報提供のため。

第七章 その他

(宅急便等の取扱い)

第33条 宅急便等の取扱いについては、物品の受領、保管、発送等を運送業者の指定方法に基づいて便宜をはかるもので、クラブ等の紛失、損害等の事故が発生した場合において、当倶楽部は一切の責任を負いません。

(服装について)

第34条 服装はマナーやエチケットの基本の一つです。他の利用者に不快感や違和感を与えるような服装は控え、下記をお守りください。

- (1) 当クラブはジャケット着用推進クラブです。ご来場の際には、原則として、ブレザー・ジャケットなどの上着をご着用ください。なお、夏季期間（7～8月）についてはこの限りではありません。
- (2) ジーンズ、Tシャツ、作業着などのラフな服装でのご来場はご遠慮ください。
- (3) サンダル、スリッパ、下駄、草履、スニーカーでのご来場はご遠慮ください。
- (4) プレー時は、危険防止のため、帽子の着用をお願いいたします。
- (5) プレーに際しては、上衣は襟のあるシャツ、あるいは襟と認められるようなタートルネックのシャツで、裾が過度に短くないものをご着用ください。シャツの裾は、外に出してもよいようにデザインされた適度な長さのもの以外は、ズボンやスカートの中に入れて下さい。なお、ゴルフに好ましくない服装（Tシャツ、タンクトップ、キャミソール等の上衣、過度に短いスカートなど）はご遠慮ください。

(ジュニアプレーについて)

第35条 ジュニアプレーについては下記をお守りください。

- (1) 「ジュニア」とは、小学生以上で18歳未満の方をいい、「引率者」とは、ジュニアに同伴し、一緒にプレーする20歳以上の成人の方をいいます。なお「引率者」の方には誓約書の提出をお願いしております。
- (2) プレーに際しては、1組に1人以上の「引率者」が入るものといたします。
- (3) 「引率者」は、当倶楽部内におけるジュニアの行為において、連帯して一切の責任を負うものといたします。
- (4) 「ジュニア」は、チェックインの際に、年齢を証明するもの（学生証その他）のご提示をお願いいたします。
- (5) 「ジュニア」は、「引率者」の指示に従い、危険のないようにプレーし、乗用カートのリモコン操作は行わないでください。

(信義則)

第36条 本約款に定めのない事項については、ゴルフプレーヤーの精神に則り、信義、誠実の原則に

従って解決するものいたします。

(改定)

第37条 本利用約款は、必要に応じて予告なく改定することがあります。

以 上

2007年	4月	1日	制定
2010年	6月	1日	改定
2011年	2月	1日	改定
2015年	1月	1日	改定
2018年	3月	1日	改定
2019年	10月	1日	改定
2026年	4月	1日	改定